

最高裁民三第322号

(訟ろ-02)

令和4年8月26日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 門田友昌

供託規則第26条第3項第6号に規定する証明書の様式について（通知）

供託規則の一部を改正する省令（令和4年法務省令第28号）が9月1日から施行されますが、それに伴い、供託規則第26条第3項第6号に規定する証明書の様式について、法務省民事局長に別紙第1のとおり照会したところ、別紙第2のとおり回答がありましたのでお知らせします。

(別紙第1)

最高裁民三第278号

令和4年8月8日

法務省民事局長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 門田友昌

供託規則第26条第3項第6号に規定する証明書の様式について
(照会)

標記について、当局としては下記の取扱いによるのが相当であると考えますので、
これに対する貴局の御意見を承知したく、照会します。

記

1 破産管財人（破産法（平成16年法律第75号）第74条第1項）の場合
別紙1又はこれに準ずる様式とすること。

また、管財人（民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項、会
社更生法（平成14年法律第154号）第42条第1項）、保全管理人（破産法
第91条第2項、民事再生法第79条第2項、会社更生法第30条第2項）等に
ついてもこれに準ずる取扱いとすること。

2 特定不能土地等管理者（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第20条第1項）の場合
別紙2の様式とすること。

また、特定社団等帰属土地等管理者（表題部所有者不明土地の登記及び管理の
適正化に関する法律第30条第1項）等についてもこれに準ずる取扱いとすること。

3 所有者不明土地管理人（民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）
による改正後の民法第264条の2第1項）の場合

別紙3の様式とすること。

また、所有者不明建物管理人（民法等の一部を改正する法律による改正後の民法第264条の8第1項）、管理不全土地管理人（同法第264条の9第1項）及び管理不全建物管理人（同法第264条の14第1項）等についてもこれに準ずる取扱いとすること。

(別紙1)

令和〇年(フ)第〇号 破産手続開始申立事件

破産管財人選任及び印鑑証明書
(供託所提出用)

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目1-1

破産者 ○ ○ ○ ○

標記の事件につき、下記の者が破産管財人であること及び下記の届出印欄の印鑑
が破産管財人の印鑑として裁判所に提出されたものと相違ないことを証明する。

記

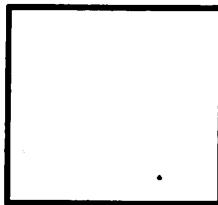
選 任 日 令和〇年〇月〇日

氏 名 ○ ○ ○ ○

職 業 弁護士

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目1-1 〇〇事務所

届 出 印



令和〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 ○ ○ ○



印

(別紙2)

令和〇年(チ)第〇号 特定不能土地等管理命令申立事件

特定不能土地等管理者選任及び印鑑証明申請書

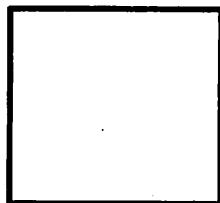
所 在 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

地 番 〇番〇

地 目 〇〇

地 積 〇〇平方メートル

令和〇年〇月〇日において、上記の所有者等特定不能土地を対象とする特定不能土地等管理命令があったこと、私が特定不能土地等管理者に選任されたこと及び次の印鑑が特定不能土地等管理者の印鑑として届け出たものと相違ないことを証明願います。



令和〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

特定不能土地等管理者 ○ ○ ○ ○

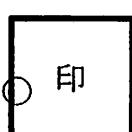
〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

上記証明する。

前 同 日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 ○ ○ ○



(別紙3)

令和〇年(チ)第〇号 所有者不明土地管理命令申立事件

所有者不明土地管理人選任及び印鑑証明書

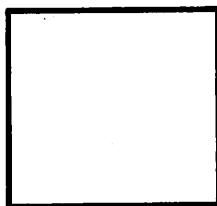
所 在 ○県〇市〇町〇丁目〇番〇号
地 番 ○番〇
地 目 ○〇
地 積 ○〇平方メートル

標記の事件につき、下記の者が上記土地について選任された所有者不明土地管理人であること及び下記の届出印欄の印鑑が所有者不明土地管理人の印鑑として裁判所に提出されたものと相違ないことを証明する。

記

選 任 日 令和〇年〇月〇日
氏 名 ○ ○ ○ ○
住 所 ○〇県〇〇市〇〇町〇丁目 1-1

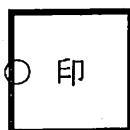
届 出 印



令和〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 ○ ○ ○



印

(別紙第2)

完全性2 可用性2

法務省民商第408号

令和4年8月24日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

法務省民事局長

(公印省略)

供託規則第26条第3項第6号に規定する証明書の様式について(回答)
本月8日付け最高裁民三第278号をもって照会のありました標記の様式に
ついては、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。
なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。

